様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年10月 2日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ひろせさんぎょうかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 広瀬産業株式会社  （ふりがな）ひろせ　ひでたか  （法人の場合）代表者の氏名 廣瀬　秀隆  住所　〒620-0804  京都府 福知山市 石原２丁目３８番地  法人番号　5130001041232  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　広瀬産業株式会社ホームページ 「DX推進の取り組みについて」 | | 公表日 | ①　2025年 8月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　広瀬産業株式会社ホームページ にて掲示  　https://www.hirose-f.co.jp  　トップ ＞ DX推進の取り組みについて  https://www.hirose-f.co.jp/about\_dx.php  DXに取り組む理由に記載 | | 記載内容抜粋 | ①　私たち広瀬産業は、グループとして“生活総合産業企業”を目指し、生活必需サービスの提供を多角的に行ってまいりました。中核となる外食事業は祖業であるラーメン店をはじめとして、複数のジャンルで拡大を進めています。また、全ジャンルあわせて、月間のべ約10万人のお客さまにご利用いただいています。  今後の拡大を目指す上で、お客さまのニーズに応え、満足度向上に努めるため、IT化を含めた生産性の高い事業運営を実現することが必須であると考えています。  そのために当社は、  “ 多種多様なお客さまニーズに応えられる商品・サービスを継続的に提供する ”  ために、これまで進めてきたIT化を基礎として、  “ 本格的なDXに取り組む “ことで、更なる生産性向上に努めてまいります。  また、日本国内の人口動態変化は、当社とお客さまならびに当社と従業員との関係づくりにも大きな影響を与えております。外食産業全体で捉える場合、この影響に呼応するようにデジタルマーケティングや店舗でのセルフサービス化など外食DXが広がっており、これらの外部環境変化も当社がDXに取り組む大きな契機となっております。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　上記記載内容は、取締役会で承認された事項に基づいて内容を公開している。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　広瀬産業株式会社ホームページ 「DX推進の取り組みについて」 | | 公表日 | ①　2025年 8月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　広瀬産業株式会社ホームページ にて掲示  　https://www.hirose-f.co.jp  　トップ ＞ DX推進の取り組みについて  https://www.hirose-f.co.jp/about\_dx.php  DX推進の取り組み  DX実現のための具体的な戦略内の[基本方針]、[具体的な施策]に記載 | | 記載内容抜粋 | ①　私たち広瀬産業は、お客さまにより良いサービスを提供するため、ITによる業務効率化と伴うITセキュリティの強化を進め、さらに、ITに蓄積されたデータの活用を実現いたします。また、これらを推進するにあたっては、DX推進体制の整備と体制を担う人材育成も積極的に行ってまいります。  また、将来的にはECによる商品・サービス提供の確立を目指します。  [基本方針]  ✓更なる生産性向上と事業継続を目的として、お客さまと社内の情報を守りながら、店舗と本社との業務連携の向上含む 店舗運営と本社によるマネジメントを実現し、業務データを活用することで業務効率化を行います。  ✓さらには新たな販売チャネルとして店舗による提供に加えEC販売に必要なDX施策を実施します。  [具体的な施策]  ●社内DXの促進（デジタル化拡大）  導入済みの中核システム<外食基幹システム>の活用しながら、顕在化している以下の課題の解決を進めます。  ・売上日報<BIツール>や仕入支払の電子化<請求管理システム>  ・本社と店舗とのコミュニケーション促進<社内イントラ>  ●業務へのデータ活用  社内DXの促進により蓄積されるデータを活用し、さらなる業務の高度化を目指します。  ・売上管理の精緻化・迅速化<BIツール>  ・店舗での発注業務の自動化<外食基幹システムの利用範囲拡大>  ●ITセキュリティ強化  DXを実現する企業として、お客さまと社内の情報を守り、適切なIT運用を行うため、社内ルール策定を含めたセキュリティ強化施策<各種セキュリティサービス>を継続的に行います。  ●ECによる商品・サービス提供  店舗での価値提供・デジタルマーケティング等を通じて獲得したお客さまに、効率的に商品・サービスを提供すべくEC店舗を立ち上げます。<EC基盤の構築又は利用型ECサービスの活用>  ※< >内は利用中・導入予定のデジタル技術 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　上記記載内容は、取締役会で承認された事項に基づいて内容を公開している。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　広瀬産業株式会社ホームページ 「DX推進の取り組みについて」  　トップ ＞ DX推進の取り組みについて  https://www.hirose-f.co.jp/about\_dx.php  DX推進体制の整備　/　人材育成・確保に記載 | | 記載内容抜粋 | ①　これまで経営陣が指揮を取りIT導入・定着化を進めてきた経験を、DX推進体制として蓄積していきます。  具体的には、実務執行総括責任者である代表取締役社長の指示のもと、DX/IT推進の全体リーダを選出し、配下のDX推進体制は、「データ活用含む社内DX促進」チームと「EC立上げ・確立」チームに対して、社内での人材育成を行い、「ITセキュリティ強化」チームは外部人材の活用を検討していきます。  また、社内での人材育成においては、IT教育（リスキリング）を積極的に推進します。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　広瀬産業株式会社ホームページ 「DX推進の取り組みについて」  　トップ ＞ DX推進の取り組みについて  https://www.hirose-f.co.jp/about\_dx.php  DX推進体制の整備　/　人材育成・確保、  DX実現のための具体的な戦略内の[具体的な施策]に記載 | | 記載内容抜粋 | ①　DX推進体制は、「データ活用含む社内DX促進」チーム、「EC立上げ・確立」チーム、「ITセキュリティ強化」チームが主体となり、金融機関等の外部の支援者やDXサービスの提供者と連携しながら、DX情報を収集し、社内での検討・協議を深め、当社のDX戦略に最適なデジタル技術の導入を進めます。  具体的には、デジタル技術として、利用中の外食基幹システムの利用範囲拡大と、BIツール、請求管理システム、社内イントラ、各種セキュリティサービス、EC基盤の導入を検討・推進します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　広瀬産業株式会社ホームページ 「DX推進の取り組みについて」 | | 公表日 | ①　2025年 8月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　広瀬産業株式会社ホームページ にて掲示  　https://www.hirose-f.co.jp  　トップ ＞ DX推進の取り組みについて  https://www.hirose-f.co.jp/about\_dx.php  DX実現のための具体的な戦略内の[実現に向けた進め方とステップ]に記載 | | 記載内容抜粋 | ①　●社内DXの促進（デジタル化拡大）  2025年度：売上日報の電子化として売上管理導入  2026年度：仕入支払の電子化としてIT導入  　　　　　本社と店舗とのコミュニケーション促進としてイントラ開設  ●業務へのデータ活用  2026年度：売上管理の精緻化・迅速化準備  （売上集計自動化）  2027年度：売上管理の精緻化・迅速化に向けたBI導入  　　　　　店舗発注業務自動化のサービス開始  ●ITセキュリティ強化  2025年度：SECURITY　ACTION対応  ●ECによる商品・サービス提供  2026年度末～2027年度初：EC販売開始 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 8月 1日 | | 発信方法 | ①　広瀬産業株式会社ホームページ 「DX推進の取り組みについて」  　広瀬産業株式会社ホームページ にて掲示  　https://www.hirose-f.co.jp  　トップ ＞ DX推進の取り組みについて  https://www.hirose-f.co.jp/about\_dx.php  代表メッセージに記載 | | 発信内容 | ①　私たち広瀬産業は、 グループ全体で“生活総合産業企業”を目指し、地域に根差した生活必需サービスの提供をおこなっております。不動産・建築・エネルギー事業にて地域住民の方が安心・安全に生活できる場を提供することに加え、社会が繁栄・発展できるような街づくりを行います。また、地域住民の方が喜ばれる食文化を提供することで、更なる「QOL」向上を目指します。  特に、様々なお客さまの多種・多様なニーズに応えることが必要な外食事業では、ラーメン（総本家広瀬家特製ラーメン第一旭、ら～めん格別ヤ）、居酒屋（海鮮処 とも吉、和食個室 北新地 暁）、カフェ（Kanya COFFEE、CAFE&DINING NORTHSHORE）、ハンバーグ（寛屋）、またグループ会社で、焼肉（岩崎塾）、ドーナツ（ミスタードーナツ）などジャンルと店舗を拡大中です。  これからもジャンルと店舗を拡大し、より多くのお客さまにサービスを提供、ご奉仕できるようにするためには、生産性向上が必須であり、その手段として、これまで進めてきたIT導入からさらに一歩踏み出して、データ活用をはじめとしたデジタルトランスフォーメーション（DX）を組織として、また人材を育成しながら推進してまいります。  また、外食事業で蓄積するDXに関する経験やノウハウ、さらにDXに精通した人材を得ることは、他事業における取組みにDXを組み込むことにつながるものと考えております。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 4月頃　～　2025年 7月頃 | | 実施内容 | 実務執行総括責任者である代表取締役社長の指示のもと、金融機関等との連携により外部コンサルを活用して、DX/IT推進担当（専務取締役）と本部総務部と連携しながら、デジタル技術に係る動向や自社のITシステムの現状を踏まえた課題の把握を行いました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 6月頃　～　2025年 7月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。